



環境・くらし

不法投棄は犯罪です

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線3304）

山林、河川敷、空き地などに不法投棄される廃棄物があるとを絶ちません。また、悪質な業者から金銭や甘い言葉（うまい話）で土地賃借や造成を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の悪い残土などを埋め立てられる事案も発生しています。

こうした被害を防ぐには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意識を持つことが大切です。

不法投棄は、罪が非常に重く、個人の場合5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合で悪質なケースは、3億円以下の罰金が科せられることになっています。

また、よく誤解されているのが、自分の土地なら不法投棄にならないと思っている方が多いことです。他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。

不法投棄の防止には不法投棄されない環境をつくるのが大切

です。所有者・管理者の皆さんは定期的な見回りや柵の設置など、不法投棄の未然防止に努めてください。

不法投棄している現場を見かけたら、不法投棄110番へ通報をお願いします。



環境・くらし

プラスチックの分別にご協力を

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線3304）

プラスチック（商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器包装）は日常生活の中で大量に排出されています。

分別が不十分で不燃ごみとして排出されているものや、プラスチック（資源物）として分別して排出されたものでも汚れがひどいもの、ライターなどの危険物、乾電池などの有害物が混入しているものが見つかっています。

分別が不十分だとせつかく手間をかけてプラスチック（資源物）として分別したもので、汚れや混入物のせいでリサイクルできなくなってしまう。

また、ライターなど危険物の混入はリサイクルができないだ

不法投棄110番

☎120・536・380
いつもみんなでもらなくみはれ

▼受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分（受付時間外は警察署まで）

【問い合わせ】

- ◎生活環境課廃棄物対策室 ☎58・2111（内線3303・3304）
- ◎茨城県廃棄物対策課 ☎029・301・3033

けでなく火災の原因となり大変危険です。

洗浄や分別は手間のかかる作業になりますが、限りある資源を有効に活用するためには必要な作業になりますので、ご協力をお願いします。



上記プラマークの表示があり、汚れのないものが資源物になります。汚れが落ちしてください。

また、素材がプラスチックでも、製品そのものは不燃ごみとして排出してください。

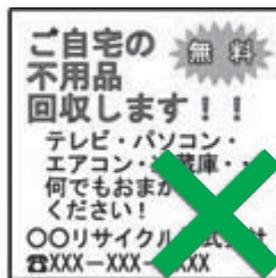
▼例 ⅡCDケース、歯ブラシ、おもちゃ、バケツなど



環境・くらし

無許可の不用品回収業者にご注意を！

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線3304）



チラシ型不用品回収



拠点型不用品回収



トラック型不用品回収

不用になった家電製品などを処分するときは、廃棄物の処理および清掃に関する法律の許可を得ていない無許可の回収業者に依頼しないでください。一般廃棄物収集運搬業の許可や市の委託を受けずに一般家庭や事業者から使用済みの家電製品などを戸別回収することは、法律に違反するものです。

環境に悪影響を与える恐れがあります！

家電製品にはフロンガスや鉛など、有害物質を含むものがあります。これらが無許可の業者に渡った場合、適正に処理が行われていないのか確認ができません。無許可の業者による回収品の不法投棄や有害物質の不適切な処理、高額な処理費用の請求などが発生しています。

テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電4品目をはじめ、家電製品は常総広域圏家庭ごみ分別の手引きを参照し、適正に処分してください。